

1 趣旨

特別支援学校高等部に在籍する生徒の働く力の育成と就労による自立と社会参加に向け、特別支援学校・企業等・家庭・教育委員会が一体となり、協力して就労支援に取り組む「特別支援学校就労応援団とやま」を結成し、さらなる就労支援体制の充実を図る。

2 登録企業の対象及び協力等の内容

「特別支援学校就労応援団とやま」に応援企業として登録する企業等については、本制度の趣旨に賛同し、県立特別支援学校が取り組む就労支援について、次に掲げる各項目のいずれかに該当する協力を行う企業等、又は今後協力を行う意欲や構想がある企業等を対象とする。

- (1) 生徒・保護者・教職員等を対象とする職場見学の受入
- (2) 生徒の産業現場における実習（就業体験）の受入
- (3) 特別支援学校の授業における生徒への技術指導や教員への助言
- (4) 特別支援学校における就労支援関係研修会・会議への講師派遣や出席
- (5) 特別支援学校の生徒の雇用促進
- (6) その他、特別支援学校が取り組む就労支援への協力

3 登録の手続

(1) 登録の申込

本制度の趣旨に賛同し、応援企業の登録を希望する企業等は、登録申込書（様式1）を富山県教育委員会教育みらい室特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という）に提出する。

(2) 審査及び認証

応援企業の認証は、特別支援教育課による登録申込書の内容確認及び審査を経て行うものとする。

(3) 登録証の発行

応援企業として認証された企業等には、登録証（様式2）を交付する。

(4) 登録の公表

応援企業として登録された企業等は、県教育委員会のホームページ等で公表するとともに、各企業等の協力等の内容など、必要な情報について公表する。

4 登録内容の変更・追加・辞退

- ・ 応援企業として登録された企業等が、登録内容の変更や追加又は登録を辞退する場合は、登録内容変更・辞退届（様式3）を特別支援教育課に提出する。
- ・ 特別支援教育課は、登録内容変更・辞退届の内容確認及び審査を経て、登録内容の変更・追加又は削除を行う。

・登録を辞退した企業等は、交付された登録証を特別支援教育課に返還する。

5 登録の取り消し

特別支援教育課は、応援企業が「2 登録企業の対象及び協力等の内容」の各項目に該当しないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他、応援企業としてふさわしくないと認められるときには、登録を取り消すことができる。

6 その他

この要項に定めるもののほか、実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和2年7月31日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。